

国内法と条約の関係

	所得の範囲		内部取引
租税条約(優先) OECDモデル租税条約7条	本店直接投資	×	旧7条 内部取引損益の認識を容認 (ただし、無形資産の内部使用料及び一般事業会社の内部利子は認識不可)
	日本支店の第三国源泉所得	○	新7条(未導入) すべての内部取引損益を認識する必要あり
国内法	本店直接投資	○	内部取引損益を認識しない
	日本支店の第三国源泉所得	×	
現在の適用状況	本店直接投資	×	内部取引損益を認識しない (我が国が締結している租税条約はすべて旧7条)
	日本支店の第三国源泉所得	×	
見直し後の適用関係	本店直接投資	×	旧7条 無形資産の内部使用料及び一般事業会社の内部利子を除くすべての内部取引損益を認識する
	日本支店の第三国源泉所得	○	新7条(未導入) すべての内部取引損益を認識する